

## 那覇市石嶺小学校区まちづくり協議会会則

### (名称)

#### 第1条

本会は「那覇市石嶺小学校まちづくり協議会」と称し事務局を石嶺小学校内に置く。

### (構成)

#### 第2条

本会は石嶺小学校区全域を対象とし、その町民・企業・各種団体をもって構成する。

### (目的)

#### 第3条

本稿は石嶺小学校区町民・企業・各種団体の協力・連携のもと、一人ひとりの主眼的な活動を通じて地域の課題解決を図り、心がふれあい互いに認め合い尊重し合って、安心、安全で住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### (方針)

#### 第4条

本会は自主独立の団体としていかなる政党や宗教にかたよることなく営利を目的とするような行為は行わない。

### (事業)

#### 第5条

本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域住民の交流や親睦を深める事業
- 2 地域の身近な課題の解決に向けた事業
- 3 子供たちの健やかな成長のための事業
- 4 高齢者が安全で安心して住める事業
- 5 その他目的達成に必要な事業

### (組織)

#### 第6条

本会に役員会及び運営委員会を置き又、目的達成に必要な専門部会を置くことができる。

### (総会)

#### 第7条

定期総会は年1回5月に開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

### (総会の決議事項)

#### 第8条

総会は次の事項を審議し、承認を得る。

- 1 事業、予算の計画及び、事業、決算、監査の報告
- 2 運営委員の選出
- 3 役員及び監査役の承認
- 4 会則に関する事
- 5 本会の事業運営に関する事
- 6 その他提案された事項

(決議)

第9条 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(運営委員会)

第10条 会務の運営を円滑に推進するために運営委員会を置く。

- 1 運営委員会の構成は各団体の長、またはそれに準ずる者とする。
- 2 運営委員会は原則として月1回開催する。
- 3 運営委員会は次の事項を審議する。
  - (一) 総会に提案すべき事項
  - (二) 会活動に必要な事項

(役員及び監査役の構成)

第11条

- 1 本会に次の役員及び監査役を置く。

(一)会長	1名
(二)副会長	若干名
(三)事務局長	1名
(四)事務局次長	1名
(五)書記	1名
(六)会計	1名
(七)監査役	3名
- 2 役員は運営委員の中から選出し、総会で承認を得る。
- 3 必要に応じて相談役、顧問を置くことができる。
- 4 監査役は運営委員で選任し、総会の承認を得る。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 校区内の自治会長は、副会長の任にあたる。

(運営委員、役員及び監査役の任期)

第12条 運営委員、役員及び監査役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した任期は、前任者の残存期間とする。

(会計)

第13条 本会の会計は、会費及び寄付金、那覇市よりの補助金をもって充てる。

会計年度

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

- |    |   |                              |
|----|---|------------------------------|
| 付則 | 1 | 本会則は平成23年7月23日より施行する。        |
| 付則 | 2 | その他必要な事項は、別に定める。             |
| 付則 | 3 | 会則第10条改正により平成24年5月25日より施行する。 |
| 付則 | 4 | 会則第11条改正により平成25年5月24日より施行する。 |
| 付則 | 5 | 会則第11条改正により平成26年5月28日より施行する。 |
| 付則 | 6 | 会則第11条改正により平成30年5月25日より施行する。 |